

行田羽生資源環境組合告示第2号

行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和4年条例第32号）第3条の規定により、行田羽生資源環境組合施設整備に伴う生活環境影響調査書の縦覧を告示する。

なお、当該生活環境影響調査結果について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和6年2月9日

行田羽生資源環境組合
管理者 行 田 邦 子

1 施設の概要

(1) 施設の名称

(仮称) 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設

(2) 施設の設置の場所

埼玉県行田市大字小針字埜通 775 番 1 外

(3) 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設等）

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

一般廃棄物（可燃ごみ（燃やせるごみ）、不燃ごみ（燃やせないごみ）、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ）

(5) 施設の処理能力

ごみ焼却施設：126t/日

マテリアルリサイクル推進施設：20.4t/日

2 縦覧内容

(1) 縦覧図書

行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査報告書

(2) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質

3 縦覧に供する場所及び期間

(1) 縦覧場所

縦覧の場所		縦覧の時間
行田羽生資源環境組合事務所	行田市本丸 2 番 5 号	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
行田市環境課	行田市緑町 13 番地 12 号	
羽生市環境課	羽生市東六丁目 15 番地	
加須市環境政策課	加須市三俣二丁目 1 番地 1	
鴻巣市環境課	鴻巣市中央 1 番 1 号	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (月曜日 (月曜日が祝日の場合は火曜日) を除く)
行田市太田公民館	行田市大字下須戸 971 番地	
行田市地域文化センター	行田市大字真名板 1773 番地 2	

(2) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 9 日 (金) から令和 6 年 3 月 1 1 日 (月) まで

- 4 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書に関する意見書の提出
行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書に関して、生活環境の保全上の見地からの意見を書面 (FAX、電子メールを含む) で提出することができる。

5 意見書の受付期間、提出先、及びその他意見書の提出に必要な事項

受付期間：令和6年2月9日（金）から3月26日（火）まで

提出先：上記縦覧場所

提出方法：次のいずれかの方法によりご提出ください。

①直接提出：上記縦覧場所（縦覧時間外を除く）

②郵送：〒361-0052 行田市本丸2番5号
行田羽生資源環境組合総務施設課 宛

③F A X：048-577-8107

④電子メール：gyoha@ichikumi.jp

6 縦覧者の遵守事項

- ・報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- ・報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- ・他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- ・職員の指示があった場合には、それに従うこと。

7 お問い合わせ先

行田羽生資源環境組合総務施設課

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番5号

T E L：048-577-8106 F A X：048-577-8107